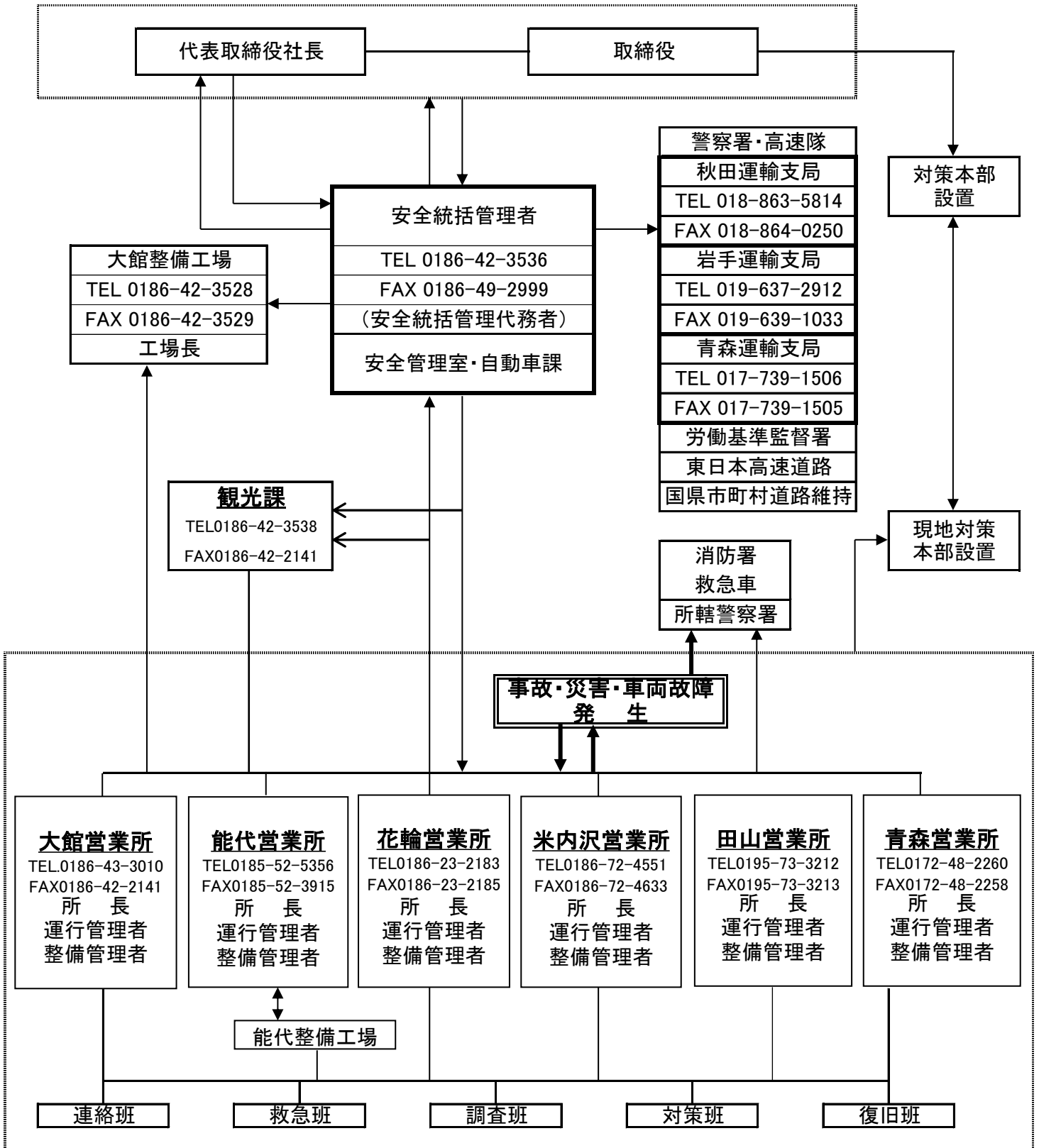


秋北バス株式会社 事故・災害等緊急連絡体制図



(別表1-2)

緊急事態発生に対する主管部署の役割

<b>統括班</b>	安全統括管理者
指揮・命令	各班を指揮し、経営トップへ情報伝達
	各班の作業状況把握及び総括
	各班と経営トップとの協議・決定に基づき対策実行を指示

<b>情報班</b>	安全管理室・自動車課
情報収集	事業所及び現地からの情報を受け各班及び対策本部へ報告
情報統轄	収集した情報を整理・記録、不足情報は現地問合せ

<b>対策班</b>	自動車課
対応策の 策定・実行	収集情報を元に対応策を策定、総括班・情報班と経営トップと協議
	経営トップの指示に基づき対応策を実行

<b>現地班</b>	発生営業所・(自動車課・工場)
現地状況調査	第一報報告を受け直ちに現地へ出向き調査を実施、情報班へ報告
負傷者調査	負傷者の状況・身元調査を実施、情報班へ報告
輸送調査	代車運行手配及び、災害時の運行継続可否を調査し情報班へ報告
車両調査	車両の損害状況を調査実施、情報班へ報告

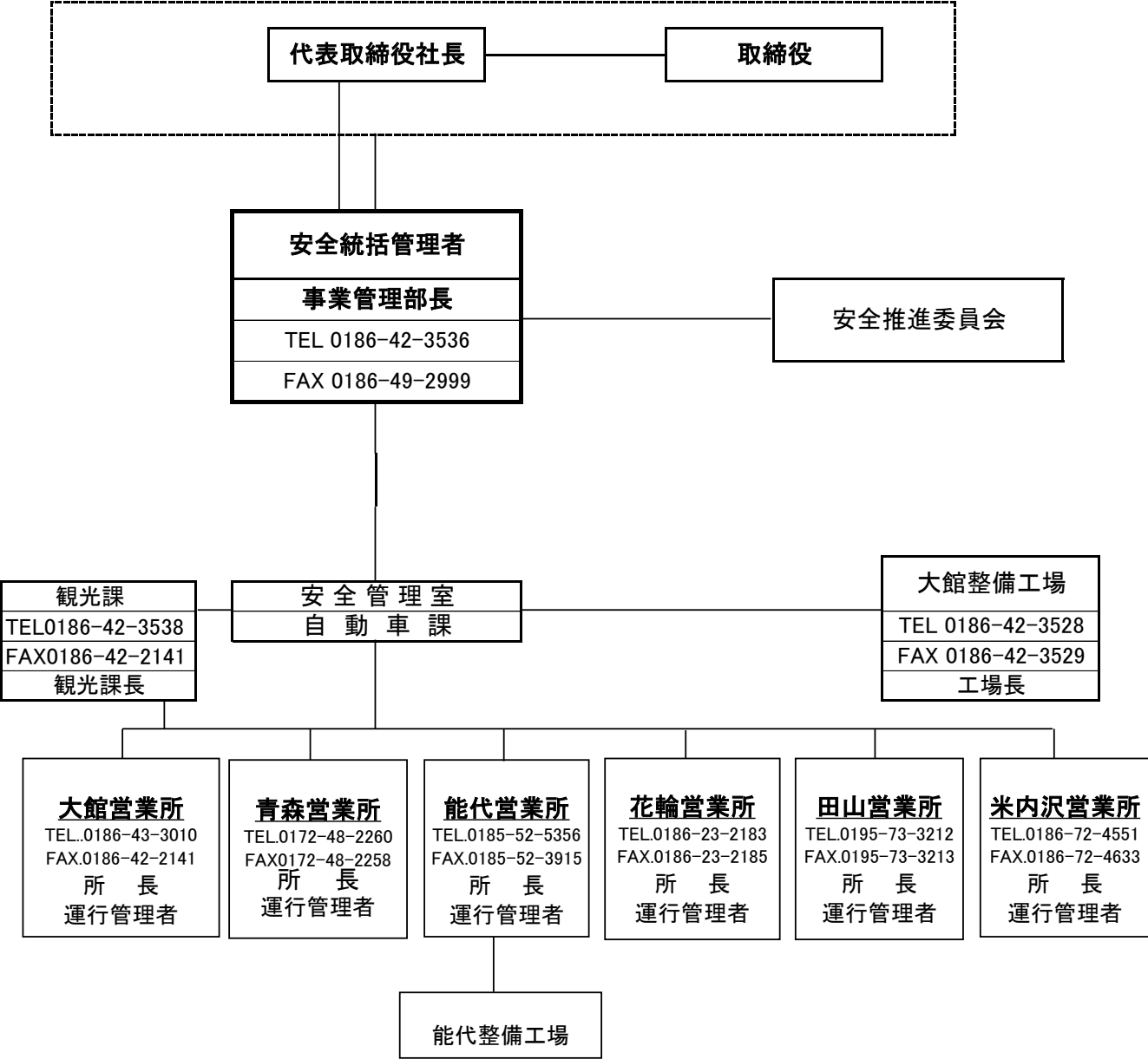
<b>広報班</b>	総務課
広報	マスコミとの連絡調整
	経営トップ・関連部門との記者発表コメント・関係資料作成
	インターネット上への情報提供

<b>法務班</b>	総務課・自動車課
法務	法令遵守状況のチェック
	法的対応の準備

<b>経理班</b>	経理課
経理上の対応	対策経費の準備、払出し

安全統括管理者が不在の場合は、経営管理部長が代行する。

秋北バス株式会社 輸送安全組織図



事業管理部長不在の場合は、経営管理部部長が代行する。

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

平成30年 6月 1日

国土交通省告示第1676号

項 目	指 導 内 容	指 導 方 法
<b>旅客自動車全体</b>		
(1)事業用自動車を運転する場合の心構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業用自動車運送事業者は、地域に根ざした公共交通機関として、社会的に重要な役割を担っている</li> <li>○ 地域にとって不可欠な公共機関として、社会的に重要な役割を担っている</li> <li>○ 相手の立場に立った運転を心がける</li> <li>○ プロの運転者として模範となる運転をして、他の運転者の模範となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故の統計などを説明して社会的影響を説明</li> </ul>
(2)事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等</li> <li>○ 日常点検不備による事故や、事故による事業者・運転者への処分、加害者・被害者への心理的影響の大きさを理解する</li> <li>○ 貸切バス運転者にあつては、運行指示書を遵守する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これらを遵守した安全な運転方法を説明</li> <li>・ これらから逸脱した運転方法に起因する交通事故の実例を説明</li> </ul>
(3)事業用自動車の構造上の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。)及び制動距離等</li> <li>○ 事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これらを把握していなかったことに起因する交通事故の実例を説明</li> </ul>
(4)乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加速装置、制動装置及びかじ取り装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性</li> <li>○ 気象状況や道路状況に適した運転を心がける</li> <li>○ シートベルト着用徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これらの装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明</li> <li>・ 走行中は旅客を立ち上げさせないこと及びシートベルトが備えられた座席においてはシートベルトを着用させること等乗車中の旅客の安全確保のために留意すべき事項を説明</li> </ul>
(5)旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅客が乗降するときは旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性</li> <li>○ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項</li> <li>○ 高齢者や障害者に配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明</li> <li>・ 周囲の道路及び交通の状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客の状況に注意して発車させることを説明</li> </ul>
(6)主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運行路線・経路における道路情報、交通情報、気象状況等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗客の乗降時には主として運行する路線を、貸切バスの運転者には主として運行する経路をあらかじめ把握させる</li> <li>・ 交通事故の実例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した実例(いわゆる「ヒヤリハット体験」)を説明</li> </ul>
(7)危険の予測及び回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象状況や周囲の状況に目を配る</li> <li>○ 歩行者や自転車等の行動特性を理解し慎重な運転を実行</li> <li>○ 強風、豪雪等の悪天候が与える影響を理解</li> <li>○ 事故発生時、災害発生時その他緊急時における対応方法を理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険予知訓練の手法を用いて理解させるとともに、必要な技能を習得させる</li> <li>・ 危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、必要に応じ、指差確認及び安全呼称を活用する</li> </ul>
(8)運転者の運転適性に応じた安全運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性診断の必要性と活用方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるよう努める</li> <li>・ 運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う</li> </ul>
(9)交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過労状態、飲酒、運転技能への過信が及ぼす影響を理解</li> <li>○ 拘束時間・休憩時間の遵守及び長時間連続運行の際の適宜休憩</li> <li>○ 健康管理のみでなく、疲労や悩みを運行に持ち込まない</li> <li>○ 睡眠不足、医薬品の服用に伴う眠気の誘発を理解</li> <li>○ 改善基準告示に基づく勤務時間、乗務時間を理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故実例を説明</li> <li>・ 運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導する</li> <li>・ 飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する</li> </ul>
(10)健康管理の重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 疾病が交通事故の要因となるおそれがあること</li> <li>○ 定期的な健康診断の結果による、要再検や要精検の際は必ず行い、適切な治療をすることの重要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に、脳や心臓の疾患、糖尿病等を要因とする事故が多いことを理解させる</li> <li>・ 心理的な負担の程度を把握するため、検査結果に基づき心身の健康管理を行う</li> </ul>
(11)安全性の向上を図るための装置を備える事業者自動車の適切な運転方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運転する場合の適切な運転方法を理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸切バスのみが対象となっていた項目が全旅客自動車対象になる</li> </ul>
<b>貸切バス対象</b>		
(1)ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の特性に応じた安全運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドライブレコーダーの記録により、運転者に対し自身の運転特性を把握と是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて是正のために必要な指導を行う</li> </ul>
(2)ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドライブレコーダーの記録により、急な操作の有無並び車間距離の保持、法令遵守を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該運転者が実際に運転する同一の車種を運転させ、添乗により指導する</li> </ul>

別表2

平成30年度 乗務員年間教育計画

秋北バス株式会社

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	国文番号1070号とリンクする項目	形態	対象	実施場所	教育担当者	所要時分	備考				
平成30年 3月21日 ↓ 平成30年 3月22日	貸切運転講習	安全訓話	選任貸切運転士への教育	(1)・(2)	実体験型	選任運転士	樹海ドーム	安全管理室	半日					
		貸切運転士への指導	重点実施項目の周知徹底											
		安全運行	各営業所管内における危険箇所の周知	(6)	集合(机上)	全運転士	各営業所	運行管理者	30分					
		飲酒運転防止	飲酒運転防止マニュアルの遵守	(9)・(10) 貸(1)・(2)										
		健康管理	身体に異常を感じた際の措置											
		ドライブレコーダーを活用	ヒヤリ・ハット体験等の共有											
平成30年 4月 ↓ 平成30年 8月	春の全国交通安全運動(4/6~4/15)	運転士の心構え	重点実施項目の周知徹底	(1)・(2)	実地体験	全運転士	各営業所	運行管理者 指導運転士	1人につき					
		安全運行と事故防止	安全走行の為の基本操作											
	車内事故防止体験講習	春の全国交通安全運動	確認動作の徹底	(1)・(3)					60分					
			危険予知訓練											
	踏切事故防止	JR踏切事故防止訓練会	道路交通法の遵守						運転士・ガイド		JR	JR	60分	花輪(営)
	適性診断結果に基づく指導	適性診断実施	適性診断受診に伴う指導								該当運転士	各営業所	運行管理者	10分
適性診断結果に基づく指導	適性診断指導	適性診断受診に伴う指導	(8)	机上	該当運転士		運行管理者	10分						
平成30年 7月 1日 ↓ 平成30年 7月31日	車内事故防止月間(7/1~7/31)	車内事故防止体験講習	急発進・急停車の体験	(4)・(5)・(7)	実地体験	全運転士	各営業所	運行管理者 指導運転士	30分					
			乗客の安全確保								車内ミラーの確認と車内案内の実施			
			乗降口扉開閉操作と安全確認											
	適性診断受診	適性診断受診に伴う指導	(8)		該当運転士		運行管理者	10分						
		安全接遇・飲酒運転防止委員会					本社	安全管理室						
平成30年 8月 1日 ↓ 平成30年 8月31日	車内事故防止体験講習	夏の事故防止	急発進・急停車の体験	(4)・(9)・(10)	集合	全運転士	各営業所	指導運転士						
			過労運転防止											
	夏の交通安全運動(8/1~8/10)	飲酒運転防止	飲酒(残酒)の危険											
			食中毒防止											
		健康管理			(机上)									
		適性診断受診	適性診断受診に伴う指導	(8)		該当運転士	各営業所	運行管理者	10分					
平成30年 9月 1日 ↓ 平成30年 9月30日	適性診断結果に基づく指導	適性診断指導	適性診断受診に伴う指導	(8)	机上	該当運転士	各営業所	運行管理者	10分					
			安全訓話	運動実施と自所の事故防止	(1)・(2)	集 合 (机上)		全運転士	所属長		10分			
			秋の全国交通安全運動	重点実施項目の周知徹底										
			事故防止	路線上の危険箇所、運行経路上の留意事項の周知	(6)									
			薬物の使用禁止	薬物が及ぼす身体への影響	(9)									
飲酒運転防止	飲酒運転防止対策マニュアルの遵守	運行管理者	30分											

平成30年11月10日 ↓ 平成31年1月20日	適性診断結果に基づく指導  年末・年始輸送安全総点検 (12/10～1/10)	安全輸送接遇・飲酒運転防止委員会				本社	安全管理室			入社3年までの運転士		
		適性診断実施	適性診断受診に伴う指導	(8)		本社	安全管理室					
		安全訓話	総点検実施と自所の事故防止	(1)・(2)	集 合 (机上)	全運転士	各営業所	所属長	10分			
		年末・年始輸送安全総点検	重点実施項目の周知徹底					運行管理者	30分			
		飲酒運転防止	年末・年始に於ける飲酒への注意	(9)・(10)								
		健康管理	定期健康診断受診促進、インフルエンザ等への注意									
		冬道の安全運行	路面状況に即した安全運行	(6)								整備管理者
	車両点検整備	日常・中間点検(貸切・高速)実施	(3)	立会い指導							整備管理者 指導運転士	40分
若年経験者教育(チェーン装着)	冬道の安全運行 ・緊急時の対応	チェーン装着訓練	(7)	実 地				若年運転士	構内(車両)	整備管理者 指導運転士	10分	
		非常扉の開閉・発炎筒の取扱い確認										
	適性診断受診	適性診断受診に伴う指導	(8)		実施者							
3月中旬	貸切選任運転士講習	貸切バス運転士の心構え	運転士の業務	(1)・(2)	集 合 (机上)	貸切選任 予備選任 運転士	樹海ドーム	観光課	3時間			
		接遇について	苦情と賞賛事例					安全管理室				
		安全運行と事故防止	バスの運転の基礎と事故事例					大館整備工場				
		車両故障時の対応	故障時の初期対応	(1)・(3)・(11)	実地体験	現 車	整備管理者 運行管理者	1時間以上				
		担当車両及び装備と取扱について	車両構造と特性・装備機器類等の取扱 日常点検及び中間点検の手順									
		乗客への対応	非常口からの脱出、バリアフリー疑似体験	(7)								
		ドライブレコーダーを活用	ヒヤリ・ハット体験等の共有	貸(1)・(2)	(机上)							
平成31年3月10日 ↓ 平成31年4月5日	次年度に向けた重点施策	安全接遇・飲酒運転防止委員会	次年度の事故抑止目標・スローガン・安全施策決定			本社	委員	10分				
		安全訓話	運動実施と自所の事故防止	(1)・(2)	集 合(机上)	全運転士	各営業所		所属長			
		春の全国交通安全運動	重点実施項目の周知徹底					(6)	運行管理者	30分		
		安全運行	各営業所管内における危険箇所の周知									
		飲酒運転防止	飲酒運転防止マニュアルの遵守	(9)・(10)								
		健康管理	身体に異常を感じた際の措置									

○事故惹起者(加害)への教育は重傷事故、車内事故等人身に関わるもの及び特異な物損事故については安全管理室が行う。自損事故は所属長が行う。

※1 複数回惹起者については逐次安全管理室が実施。 ※2 事故惹起者特別教育は安全管理室が別途計画し実施する。

○役員・本社管理職者は各営業所・車庫を巡回し指導を行う。(アルコール検査・点呼執行状況の確認は必須項目)

巡回日程については、業務を調整して行う。役員については原則4半期ごと実施。

○毎月21日～27日は飲酒運転防止週間(個人カードにより前日の飲酒状況を確認し、指導する)

○適性診断…一般診断は受診計画を別途作成し、概ね3年毎に受診する。適齢診断は65歳到達後一年以内に実施する。

※受診結果に基づき運行管理者(適性診断活用講座受講終了者)が指導する。・・・(8)

○初任運転士については、運行管理者が実車添乗により単独乗務後の教育を実施する。

● 重点施策については、年間通じて実施する。

● 事故惹起者に関しては、ドライブレコーダーを活用し、より具体的な指導をする。

● ヒヤリ・ハットに関しては、ドライブレコーダーを利用して、急な操作の有無並びに車間距離の保持、法令遵守を確認する。